

特別顧問・特別参与が従事した職務の遂行に係る情報（事後公表）

【担当課：副首都推進局 制度企画担当】

議 題	大阪にふさわしい大都市制度のあり方について
日 時	令和元年12月5日(木) 13時30分～14時30分
場 所	帝国ホテル東京
出 席 者	(特別顧問・特別参与)：佐々木特別顧問 (職員等)：副首都推進局長、制度企画担当部長
論 点	○大都市制度の検討状況について
主 な 意 見	<p>○この間の大都市制度の検討状況等については、内容を理解。</p> <p>○財政調整については、府に配分される財源の使途が透明化される点は、東京より優れた仕組みと評価。事務分担に応じた財源配分を基本とするというのは理に叶っている。特別区の財源充実については、理屈やお金の流れをきちんと整えることが重要。</p> <p>○府の組織については、特別区連携局は、移行期としては理解できるが、組織全体として、特別区の自主性を尊重し、できるだけ府の関与を小さくする姿勢が大切。大都市局に衣替えするのも一案。</p> <p>○また、都市計画局と都市整備局は一般には区別がわかりにくい。東京都では都市整備局が都市計画を担っている。用地や道路整備など土木部門は建設局が別にある。大阪市から移管された過渡期としては理解するが、将来的には再編していくべき。</p> <p>○いよいよ住民投票を見据えた取組が必要な時期。住民にしっかり理解してもらうよう丁寧な説明と住民との対話がますます重要。各特別区本庁のもとに地域自治区事務所を置くという表現は役所サイドとしては分かりやすいが、住民からは区の下に区を置くという2重行政に見え誤解を招く。○○総合事務所とか工夫を。</p>
結 論	特別顧問のご意見を踏まえ、引き続き検討を進める。
説 明 等 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・第28回～30回大都市制度（特別区設置）協議会資料 ・大都市制度（特別区設置）協議会 協議会だより第8号
備 考	
関 係 所 属 (部 課)	